

病院による届出施設基準の自己点検に係るFAQ

全般的事項(「病院による届出施設基準の自己点検」の実施等に関して)

Q1

「病院による届出施設基準の自己点検」とはどのようなものですか？

A1

これまで定期的に貴院に赴き実地で行っていた適時調査が、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により実施困難な状況が続いているため、貴院の届け出ている施設基準について、届出要件を満たしているか否かを「自己点検結果報告書」によりご報告をいただくことで、令和3年7月1日時点で九州厚生局が貴院の適時調査を実施したものとみなす取り扱いとさせていただきます。

なお、九州厚生局以外の地方厚生(支)局も同様に実施します。

Q2

「病院による届出施設基準の自己点検」はこれまでも行われていたのですか？

A2

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、従来、貴院に赴き実地で行っていた適時調査に代えて、令和3年度に初めて実施するものです。

Q3

「病院による届出施設基準の自己点検」の対象は、病院(医科、歯科)のみとのことですが、全ての病院が対象ですか？

また、同一医療法人が開設する系列の診療所の分は自己点検の必要はないのですか？

A3

全ての病院が対象であり、診療所は対象ではありません。

なお、施設基準を届け出ている全ての保険医療機関等は、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果を報告(定例報告)することになっていますので、定例報告については、これまで同様に診療所も提出いただいているところです。

Q4

7月の「定例報告」でも施設基準の適合性を確認し、その結果を報告していますが、なぜ「病院による届出施設基準の自己点検」を行う必要があるのですか？

A4

今回の自己点検は適時調査に代えて、施設基準の届出後の内容(要件)確認を行っていただくものであり、定例報告とは別に実施するものです。

令和3年7月1日時点で適時調査を行うものとして、適時調査において重点的に調査を行っている施設基準(118種類)について、貴院の該当施設基準の個々の要件を自己点検し、その結果について「病院による届出施設基準の自己点検」として報告をお願いします。

Q5

「病院による届出施設基準の自己点検」(重点的に調査を行っている施設基準(118種類))以外の施設基準については、何らかの報告が必要ですか？

A5

今回の自己点検の対象となっていない施設基準に係る報告は必要ございません。

なお、「定例報告」については、自己点検とは別に報告が必要となりますのでご注意ください。

Q6

当院は実地での適時調査であれば今年を対象にならないと思っておりましたが、実地での予定より早く適時調査に代えて実施される「病院による届出施設基準の自己点検」の対象となるのですか？

A6

施設基準については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発 0305 第2号 厚生労働省保険局医療課長 厚生労働省保険局歯科医療管理官 通知)、及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発 0305 第3号 厚生労働省保険局医療課長 厚生労働省保険局歯科医療管理官 通知)において、「届出を受理した保険医療機関については、適時調査を行い(原則として年1回、受理後6か月以内を目途)、届出の内容と異なる事情等がある場合には、届出の受理の変更を行うなど運用の適正を期するものであること。」とあります。

自己点検については、施設基準の適正化のため、適時調査に代えて実施するものとなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

各様式の作成、記載、提出方法等

Q7

「自己点検結果報告書」は、どのように入手すればよいのでしょうか？

A7

「自己点検結果報告書」は、九州厚生局公式ホームページよりダウンロードのうえ作成してください。

九州厚生局公式ホームページのトップページの「病院による届出施設基準の自己点検」の項目をクリックしていただくと、報告書等の必要な様式等を掲載しています。（下図参照）

また、九州厚生局公式ホームページでは、各保険医療機関が届け出ている施設基準の確認を行うことができます。

なお、今回の自己点検は、令和3年7月1日時点で届けている施設基準の点検を行うことにご留意ください。

《九州厚生局公式ホームページのご案内》

The screenshot shows the homepage of the Kyushu Regional Bureau of Health and Welfare. The header includes the logo and name of the bureau, along with navigation links for 'Home', 'Search', and various service categories. A red box highlights the 'Self-inspection of hospital-based submission facility standards' link in the main content area. A blue callout box at the bottom provides additional instructions.

厚生労働省
九州厚生局
Kyushu Regional Bureau of Health and Welfare

↑ ホーム

検索

アクセス 申請・届出等の
手続案内 業務内容 九州厚生局につ
いて 調達情報 情報公開 管轄法人等

⚠️ 新型コロナウイルス感染症について、こちらをご覧ください。(厚生労働省ホームページ)
(新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、相談・申請等につきましては電話・書類郵送等での対応をお願いいたします。)

ひと、暮らし、みらいのために

病院による
届出施設基準の
自己点検

「病院による届出施設基準の自己点検」と掲載しています。報告書等の必要様式等をご確認ください。

Q8

自己点検にかかる報告には、九州厚生局公式ホームページに載っているどの様式を使用したらよいのですか？

A8

様式は、①一般事項・入院基本料、②入院基本料等加算、③特定入院料、④特掲診療料その1、⑤特掲診療料その2 の5種類のエクセルファイルに分かれており、それぞれのエクセルファイルの中では、施設基準ごとにシートを分けています。

このうち、貴院が届けている施設基準のシートについて作成をお願いします。(貴院が届けていない施設基準のシートの提出は不要です。)

なお、あらかじめ〇が入っている“1一般事項(掲示物の確認)、2共通①(一般病棟入院基本料等)、2共通②(一般病棟入院基本料等)”は、全ての病院が確認を行っていただく事項です。

Q9

自己点検結果報告書を使って、具体的にはどのように点検するのでしょうか？

A9

自己点検結果報告書に記載された事項は、基本診療料及び特掲診療料等の関係通知等に定められている基準であり、また、各基準の項目ごとに、参考として「点検に必要な書類等」を載せています。この記載事項に沿って貴院の施設基準の適合状況を点検していただき、適否の結果をプルダウンから選択してください。

Q10

「自己点検結果報告書」の記入方法を教えてください。

A10

①～⑤のエクセルファイルに共通して、まずは左端の「送付書」シートを開いてください。

次に、1、2、3、4のグレー着色したセルに必要事項を記入してください。なお、「送付書」シートで1、2の所定のセルに記入した保険医療機関コードと保険医療機関名は、各シート各ページの下部に表示されるようにしています。

なお、1～6について、次のとおり補足説明します。

「1 保険医療機関コード」欄：

7桁の指定通知書の番号を記載してください。(全角半角問いません)

「2 保険医療機関名」欄：

指定通知書に記載している正式名称を記載してください。

「3 自己点検結果報告書内容等の照会先」欄:

ご提出いただく報告書の内容について、九州厚生局から貴院に照会する場合があります。その際に対応いただく実務担当者様の連絡先を記載してください。

「4 提出する自己点検結果報告書(提出する自己点検結果報告書のみ○を入力して下さい。)」欄:

貴院において該当する施設基準に○を付け、対応するシートを作成してください。なお、あらかじめ○が入っている“1一般事項(掲示物の確認)、2共通①(一般病棟入院基本料等)、2共通②(一般病棟入院基本料等)”は、全ての病院が点検を行っていただく事項ですので、こちらも点検をお願いします。

「5 自己点検の結果「否」となる項目の有無」欄:

自己点検の結果「否」となる項目があった場合、プルダウンから“有”を選択し、右側のカッコ内にその施設基準名称を記載してください。

「6 留意事項」欄:

自己点検結果報告書の作成にかかる全般的な留意事項を記しています。報告書作成前に必ずご確認ください。

※各シートの項目は、7月1日時点の状況に基づいて点検してください。

※提出いただくのは、「送付書」シート及び届出している施設基準の「自己点検結果報告書」のシートのみです。自己点検結果報告書右側に記載されている「点検に必要な書類等」の添付(提出)は不要です。

※「送付書」シートでは、提出する自己点検結果報告書に係る施設基準について「○」を選択してください。

※自己点検結果報告書において、「否」となる項目がある場合、否となった「期間」「理由」等を各シートの右側余白に記載してください。なお、内容確認のため、照会先担当者の方へ連絡させていただく場合、追加書類提出等をお願いする場合があります。

※施設基準内の区分・加算について、該当しない又は届出の無い項目については、「適・否」の記載は不要です。

※チェックボックスのチェック漏れにご注意願います。

※新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにより、本来の施設基準の要件は満たしていないが、届出を辞退する必要はないこととされているものは、「適」として取り扱ってください。

※「基本診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発 0305 第2号)の一部改正により、経過措置が延長され、本来の施設基準の要件は満たしていないが、届出を辞退する必要はないこととされているものは、「適」として取り扱ってください。

※本自己点検については、受理通知、結果通知等はお送りしませんので、あらかじめご了承ください。

Q11

届出を行っている施設基準について自己点検を行った結果、全て要件を満たしていることを確認しました。要件を満たすことが分かる資料を九州厚生局に提出する必要はありますか？

A11

提出の必要はありません。

ご提出いただくのは、「送付書」シート及び届出している施設基準の「自己点検結果報告書」のシートのみです。

Q12

留意事項によると自己点検結果報告書において、「否」となる項目がある場合、否となった「期間」「理由」等を各シートの右側余白に記載することとされていますが、具体的にどのように記載すればよいのでしょうか？

A12

例えば、“②入院基本料等加算 23後発医薬品使用体制加算1” の、(2)にて、「当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が 85%以上である。」の確認を行った際、令和3年6月の実績が施設基準の要件を満たしていなかったとします。

その場合は、プルダウンから「否」を選択し、同じ行の点線で区切られた右側に、「期間:令和3年6月分」、「理由:後発医薬品の使用割合が大幅に減少したため。」等と、その状況が分かるように記載してください。記載内容について、必要に応じて九州厚生局から確認のご連絡をいたします。

なお、エクセル上で「否」を選択した場合は、セルが赤くなるように設定しています。「否」があった場合は、「送付書」シートの、5 自己点検の結果「否」となる項目の有無欄について、プルダウンから“有”を選択し、右側のカッコ内にその施設基準名称を記載してください。

Q13

留意事項によると、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い又は経過措置の延長に係る取扱いにより、本来の施設基準の要件は満たしていないが、届出を辞退する必要があることとされているものは、「適」として取り扱うとのことですが、本来の施設基準の要件を満たしていないことや臨時的な取扱いが適用されるため変更や辞退の届出を行う必要が無いことを記載する必要がありますか？

A13

その必要はありません。引き続き、本来の施設基準の要件を満たしているか、または、臨時的な取扱いが適用されるか、ご確認をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い又は経過措置の延長に係る取扱いのどちらにも該当せず、施設基準の要件を満たさない場合は、辞退届を提出する必要があります。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて、今回の自己点検にかかる施設基準関係を抜粋して掲載していますので、参照願います。

Q14

臨時的な取扱いをした上でなお、要件を満たさない場合は、どのように報告すればよいでしょうか？

A14

自己点検結果報告書については、「否」となる項目がある場合の所要の記載を行い、九州厚生局に自己点検結果報告書の提出を行ってください。

下位区分への変更届や辞退届などの届出が必要な場合には、自己点検結果報告書とは別に提出をお願いします。

なお、施設基準の要件を満たしていないときは、診療報酬の返還を要する場合があります。九州厚生局で確認を行い、詳細については、別途、貴院へご連絡いたします。

具体的な手続き方法については、所在地を管轄する各県事務所(福岡県は指導監査課)へご照会ください。

Q15

届出事項について変更(従事者の変更等)が生じていた場合、何か手続が必要でしょうか？

A15

平成30年度診療報酬改定以降は、従事者等に変更があっても、施設基準の区分の変更も無く、引き続き要件を満たしている場合には変更の届出が不要となりました。

ただし、神経学的検査、精密触覚機能検査、画像診断管理加算1、2及び3、歯科画像診断管理加算1及び2、麻酔管理料(Ⅰ)、歯科麻酔管理料、歯科矯正診断料並

びに顎口腔機能診断料について、届け出ている医師に変更があった場合には、その都度届出を行う必要があります。

また、CT撮影及びMRI撮影など届出にあたり使用する機器を届け出ている施設基準について、当該機器に変更があった場合、その都度届出を行う必要があります。

なお、上記以外についても、変更の届出が必要なものがあります。

(例)※ 疑義解釈資料の送付について[その1](平成30年3月30日付け事務連絡)

○ 一般病棟入院基本料の「注11」及び特定一般入院料の「注9」における90日を超える入院患者の算定

○ リンパ浮腫複合的治療料

○ 処置・手術の時間外加算1

届出事項の変更届は、該当する届出様式(届出書添付書類)を用いて届出を行います。その際、別添7(基本診療料の場合)又は別添2(特掲診療料の場合)の届出書に「変更届出」である旨及び「変更の理由」を簡単に記載(例「従事者の変更」等)していただき、該当する届出様式(届出書添付書類)と共に1部提出してください。

Q16

自己点検結果報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか？

A16

管轄の九州厚生局各県事務所(福岡県は指導監査課)あて郵送にて1通提出してください。

なお、封筒の表面には、朱書きで「自己点検結果報告書」と記載してください。

Q17

自己点検結果報告書を送付する際に、他の届出書を一緒に送付してよいでしょうか？

A17

他の届出書がある場合は、自己点検結果報告書とは別に送付していただくようお願いいたします。

Q18

自己点検結果報告書に押印は必要でしょうか？押印が必要ではない場合、FAXにより報告しても差し支えないでしょうか？

A18

押印は不要です。

お手数ですが郵送による報告をお願いします。

Q19

自己点検結果報告書は、いつまでに提出するのでしょうか？

A19

九州厚生局からのご案内文書「「病院による届出施設基準の自己点検」について」に記載されている提出期限までに郵送によりご提出ください。

なお、新型コロナウイルス感染症患者受入等の影響により、やむを得ず報告が遅延する場合は、提出先の九州厚生局各県事務所(福岡県は指導監査課)へご連絡いただきますようお願いいたします。

ただし、報告が遅延する旨のご連絡をされた場合であっても、要件を満たしていない施設基準があれば、変更や辞退の届出を速やかに行う必要がありますのでご注意ください。

Q20

同じ法人が経営する病院で、自己点検の案内が届いていない病院があります。自己点検結果報告書は、全ての病院が一斉に作成し提出するのでしょうか？

A20

九州厚生局各県事務所(福岡は指導監査課)において、案内時期等を計画して実施しますので、病院によって案内時期や提出期限が相違することがあります。それぞれ送付される九州厚生局各県事務所からの案内文書をご参照ください。

なお、自己点検していただくのは、案内時期にかかわらず令和3年7月1日現在の状況です。

Q21

自己点検結果報告書の印刷方法について、何らかの制約がありますか？

A21

自己点検結果報告書のページ設定は変更しないでください。

なお、各シートのフッターには、各シート名(施設基準名)を表示しています。この部分も変更しないでください。

また、A4サイズ・両面印刷での提出にご協力ください。

自己点検結果報告書提出後の取り扱い

Q22

留意事項によると自己点検結果報告書提出後に、受理通知、結果通知等の送付はないとのことですが、九州厚生局から照会の電話等がなければ、今回の自己点検結果報告書の提出にかかる対応は完了ととらえていいのでしょうか？

A22

自己点検結果に「否」となる項目がなければ、提出をもって完了ととらえていただいで結構です。ただし、自己点検結果に「否」がある場合、または、九州厚生局が確認を進める中で貴院に照会する必要があると判断した場合には、ご連絡を差し上げることがありますのでご了承ください。

Q23

「病院による届出施設基準の自己点検」は、令和4年度以降も実施するのでしょうか？

A23

令和4年度以降の「病院による届出施設基準の自己点検」については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて判断いたしますので、現時点では未定です。

Q24

令和4年度以降、実地にて適時調査を実施される場合、当院の適時調査はいつになるのでしょうか？

A24

適時調査は、全病院を定期的・計画的に実施しています。実施にあたっては、実施1ヶ月前に通知いたします。

Q25

九州厚生局公式ホームページに掲載されている届出受理医療機関名簿で自院が届出している施設基準を確認したところ、算定することがなくなった施設基準がそのまま残っていることが判明しました。当該施設基準のシートの報告は必要でしょうか？報告が必要であれば、シートの記載方法について教示いただきたい。

A25

施設基準の自己点検シートの報告は必要です。施設基準名称の右側余白部分(エクセルでは2行目)に、辞退の旨を記載してください。各項目の適否の記載は不要です。なお、当該施設基準の辞退届を速やかに提出してください。